

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 告 示 目 次
智頭町国民健康保険条例の一部改正の認可
泊村国民健康保険条例一部改正の認可

土地改良区役員就任及び退任
生活上等消費者登録変更を行うため、市
町村長に届け出る期日
みつばちの移入を禁止する区域
寒冷地農業振興対策事業実施地域の追加指
定
保険医療機関及び保険薬局の指定
保険医及び保険薬剤師の登録
地方臨時種畜検査
土木費支弁並びに土木費補助規程の一部改
正

◇ 教 委 告 示 定 例 教 育 委 員 会 の 招 集
◇ 公 告 昭 和 三 十 三 年 度 鳥 取 県 吏 員 昇 任 試 験
鳥 取 県 行 政 書 士 試 験 合 格 者

告 示

鳥取県告示第五百二十五号
国民健康保険を行う智頭町に対し、国民健康保険法（昭
和三十二年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基
き、智頭町国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年
十一月七日認可した。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百二十六号

国民健康保険を行う泊村に対し、国民健康保険法（昭和
三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、
泊村国民健康保険条例の制定を昭和三十三年十月一日認
可した。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百三十一号

北野土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように役員が就任及び退任した旨届出があつた。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 波 辺 捨 男

就任した役員の名及び住所

理事	森 本 晴 美	倉吉市北野
	増 井 寛	"
	山 本 信 二	"
	山 本 由 雄	"
	増 井 幸 治	"
	中 島 鶴 雄	"
	森 本 秀 雄	"
	小 原 安 治	"
	生 石 士	"
	大 島 勇	"

昭和三十三年九月二十五日北野土地改良区の設立に伴い、設立申請人が役員に就任、任期は昭和三十三年十月三日第一回の総会までとする。

理事	友 金 繁 広	倉吉市生田
	山 本 広 政	"
	森 本 晴 美	"
	森 本 秀 雄	"
	山 本 信 二	"
	増 井 幸 治	"
	山 本 邦 寿	"
	小 原 安 治	"
	生 石 士	"

山 本 明	"
山 本 邦 寿	"
山 本 辰 夫	"
山 本 辰 夫	"
前 場 松 雄	"
小 原 満 哉	"
桑 名 義 人	"

昭和三十三年十月三日通常総会において、総選挙の結果当選し、十月五日就任 任期二年（昭和三十五年十月四日まで）

退任した役員の名及び住所

理事	森 本 晴 美	倉吉市北野
	増 井 寛	"
	山 本 信 二	"
	山 本 由 雄	"
	増 井 幸 治	"
	中 島 鶴 雄	"
	森 本 秀 雄	"

昭和三十三年十月三日任期満了により退任

鳥取県告示第五百三十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）

第十八条第二項の規定により、生活上等消費者が昭和三十三年十二月一日発効の登録変更を行うため、市町村長に届け出る期日を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

昭和三十三年十一月二十日から十一月二十五日まで

鳥取県告示第五百三十四号

みつばちについての腐阻病予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第三条の規定による移入を禁止する区域として、愛媛県を指定する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県告示第五百三十五号

昭和三十三年度の家畜及びトラクターの導入による寒冷地農業振興対策事業実施地域が次のとおり追加指定された。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

農村漁業地区名

和 牛
一般開拓

農 家 群 名

鳥取市東部地区

上野開拓地区
農家群

鳥取県告示第五百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

名 称 所 在 地 指定年月日 甲表乙表の別

音田内科 倉吉市東町四三五 昭和三十三年十月一日 乙

中路齒科医院 八頭郡若桜町一八〇 " 1

堀江齒科医院 米子市岩倉町七三

七月二十五日

1

福島薬局

境港市中町九三

十月一日

1

鳥取県告示第五百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師を登録した。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

氏 名 一 住 所

登録の
記号番号 登録年月日

田 島美 米子市岩倉町八五 鳥医六七〇

昭和三十三年九月二十六日

河原 大輔 " 久米町三二 " 六七二

" " " "

岡本 恭子 " 錦町二丁目 " 六七二

十月八日

福島 哲 境港市中町九三 鳥薬一一一

九月十七日

鳥取県告示第五百三十八号

地方臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

期 日 郡市 一 町村 一 場 地 所 家畜の種別

十一月二十四日 東伯郡 東伯町 浦安家畜市場 和牛

午前十時 " 午後一時 倉吉市 東町 倉吉 " " "

" 二十七 八頭郡 船岡町 船岡 " " "

午前十時 " 二十八日 " 鳥取市 吉方 鳥取 " " "

十二月一日 " 境港市 竹内 余子家畜検査場 " "

" 二日 " 米子市 勝田町 米子家畜市場 " "

鳥取県告示第五百三十九号

土木費支弁並びに土木費補助規程(昭和二十四年三月鳥取県告示第五百五号)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十一月十四日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 波 辺 捨 男
第三条第二号中「十五万円」を「十万円」に改める。
附 則
この規程は、昭和三十三年十一月十四日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

山 榑 博

- 一 日時 昭和三十三年十一月十七日午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題
- 1 昭和三十四年度鳥取県公立学校教員採用志願者選考試験実施要項について

- 2 昭和三十四年度県立高等学校入学者選抜実施要項について
- 3 昭和三十四年度県立高等学校学区外志願者取扱要項について
- 4 昭和三十四年度県立高等学校県外志願者取扱要項について
- 5 その他

公 告

昭和三十三年度鳥取県吏員昇任試験につき次のように公告する。

昭和三十三年十一月十四日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

- 一 試験の対象となる職
- 一般事務職、学校事務職、土木職、建築職、農業職、林業職、畜産職、蚕糸職、農業土木職、農業改良普及員の職（営農指導員の職を含む。）、生活改良普及員の職、電気職、保母の職（教母の職を含む。）、栄養

士の職。

受験希望者は(二)の受験資格を有していれば、現在従事している職の種類にかかわらず、試験の対象となる職のうち一つを選んで受験することができます。

なお選考により採用又は昇任させる職（昭和三十三年人事委員会告示第四号）に規定する職は、この試験の対象となりません。

(二) 受験資格

次の各号の条件を満している者に限ります。

- 1 昭和三十三年九月一日現在で本県の定数内の職員（条件付任用期間中の職員を除く。）として勤務している者。ただし、現に休職又は停職中の者並びに結核に關し任命権者の行つた健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限された者を除く。
- 2 昭和三十三年九月一日現在で次の学歴別経験年数を有する者

学 歴

経験年数

- 中学卒 八年以上
- 高校卒 四年以上
- 短大卒 一年以上
- 大学卒 ○

(注) 学歴、経験年数は、職員の初任給、昇給等の基準に關する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号。）の規定によつて換算するものとする。

- 3 昭和三十三年九月一日現在で給料月額七、四〇〇円以上（教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあつては、八、〇〇〇円以上）を支給されている者。
- 4 選考により採用された職員（試験の対象となる職に選考により採用された職員を除く。）は、その職又は他の県職員の職に通算して三年以上在職している者。

(三) 試験の方法

- 1 第一試験

- (1) 教養試験 吏員として必要な適性及び教養について択一式により行います。
- (2) 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について、択一式又は短答式及び論文式により次の科目について行います。

職種	科目
一般事務	憲法、地方自治法、地方公務員法、行政法、財政法その他一般事務職に必要な科目
学校事務	憲法、地方自治法、地方公務員法、行政法、教育関係法その他学校事務職に必要な科目
土木	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目
建築	建築法規、計画、構造、施工、その他建築職に必要な科目
農業	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業氣象、農業経営、農業政策、その他農業職に必要な科目
林業	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林経理、その他林業職に必要な科目
畜産	畜産汎論、その他畜産職に必要な科目
蚕糸	蚕品種及び蚕種、育蚕、蚕体生理、蚕体解剖、蚕病、栽桑、製糸原料、製糸、纖維化学、蚕糸経済その他蚕糸職に必要な科目

農業土木	数学、測量、農業水利、農地造構、土壤、作物、農業氣象、土木施工法、土地改良法、その他農業土木職に必要な科目
農業改良普及員	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業氣象、農業経営、農業政策、その他農業改良普及員の職に必要な科目
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育、その他生活改良普及員の職に必要な科目
電気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発変電所、送配電、電気法規、その他電気職に必要な科目
保母	社会福祉事業一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論、その他保母の職に必要な科目
栄養士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理その他栄養士の職に必要な科目

- (3) 勤務評定 平素の勤務成績について行います。
 - (4) 経歴評定 職務に関連ある経歴について行います。
 - 2 第二次試験 主として人物、適性等について面接により口頭試験を行います。
- 試験の日時、場所及び発表

日 時	場 所	合格者発表
第一次試験 昭和三十三年十月七日上午九時から	鳥取市東町鳥取西高等学校	昭和三十三年十月十七日人事委員会前に掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験 昭和三十三年十月下旬の予定ですが本人に通知します。	鳥取市で行います。	昭和三十三年十月下旬の予定ですが、第二次試験の際お知らせします。

昇任の方法
昇任試験の合格者は、試験職種ごとに吏員昇任候補者名簿に登録され、そのうちから昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一年です。

- (内) 受験手続
 - 1 申込用紙の請求
申込用紙は人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「昇任試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を同封して下さい。
 - 2 申込

- (1) 申込用紙に必要な事項を記入し（経歴はなるべく詳細に記入すること。）所属長（課所長）の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受取して下さい。
- (2) 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません。
- (3) 受付期間
昭和三十三年十一月二十日（木）から昭和三十三年十一月二十七日（木）午後五時十五分まで、郵送の場合は、十一月二十七日（木）午後五時十五分までの着信に限ります。
- (4) その他
この試験についての問合せは人事委員会事務局（電二、二一〇戸内一八二）にして下さい。

